

1. ふるさと納税ワンストップ特例制度について

この制度は、確定申告を行わない給与所得者のみの方などが、ふるさと納税を行う際に個人住民税が課税されている市区町村に対する寄附控除の申請を、寄附先の市区町村が寄附者に代わって行うことを申請できる制度で、以下の要件に該当する方のみが利用できます。

- ・給与所得のみの方などで、確定申告を行う必要がない方（年末調整のみの方）
- ・今年中（1月～12月）に行う「ふるさと納税」の寄附先が5団体以下の方

※給与所得のみの方でも、医療費等控除及び株式所得の申告する方は対象外となります。

2. 制度の申請手続きについて

■申請方法

制度の利用を希望される方は、以下の「申告特例申請書」を翌年1月10日必着で村田町へ提出してください。

マイナンバー導入に伴い、なりすまし防止のために「個人番号確認の書類」と「本人確認の書類」の写しを申請書と一緒に郵送していただくことが必須となりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、下記の表の書類をご用意ください。

①「マイナンバーカード」をお持ちの方

個人番号確認書類	「マイナンバーカード」の裏面の写し
本人確認の書類	「マイナンバーカード」の表面の写し

②「通知カード」をお持ちの方

個人番号確認書類	「通知カード」の写し
本人確認の書類	下記いずれかの身分証の写しを1点 ・運転免許証・運転経歴証明書・旅券（パスポート）・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留手帳・特別永住者証明書 ※上記の身分証がない場合は、健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写し等いずれか2点が必要。

※氏名、生年月日または住所等記載事項が読み取れるように写しをお取りください。

③「マイナンバーカード」「通知カード」のどちらも無い方

個人番号確認書類	個人番号が記載された住民票の写し
本人確認の書類	下記いずれかの身分証の写しを1点 ・運転免許証・運転経歴証明書・旅券（パスポート）・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留手帳・特別永住者証明書 ※上記の身分証がない場合は、健康保険証の写し、年金手帳の写し、児童扶養手当証書の写し等いずれか2点が必要。

※氏名、生年月日または住所等記載事項が読み取れるように写しをお取りください。

■申請書提出先：〒989-1392 宮城県村田町役場 財政課 ※住所の記載は不要です。

■申請の完了について

申請書（変更届出書）の提出とふるさと納税の入金を確認した後、村田町よりメール送信または申請書の受付書を郵送させていただきます。メール及び受付書は制度申請完了の証明となりますので、大切に保管してください。